

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」及び「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」の一部改正について

下請取引の適正化のための公正取引委員会及び経済産業省並びに国土交通省との通報制度等の運用については、平成 20 年 12 月 1 日付け基監発 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」及び平成 21 年 2 月 16 日付け基監発第 0216001 号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」により指示しているところであるが、今般、事務の簡素化に資するよう、これらの一部を下記のとおり改正することとしたので、了知されたい。

記

- 1 平成 20 年 12 月 1 日付け基監発 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」
 - (1) 記の 4 (2) の「四半期ごとに翌月 20 日」を「各年ごとに翌年 1 月 20 日」に改める。
 - (2) 別添 4 の様式を別紙 1 の様式に改める。
- 2 平成 21 年 2 月 16 日付け基監発第 0216001 号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」
 - (1) 記の 4 (2) の「四半期ごとに翌月 20 日」を「各年ごとに翌年 1 月 20 日」に改める。
 - (2) 別添 4 の様式を別紙 2 の様式に改める。
- 3 上記 1、2 については、平成 23 年 1 年間分（報告期限は平成 24 年 1 月 20 日となる。）の件数の報告から適用することとする。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会
・経済産業省との通報制度等に係る報告について

下請法に係るパンフレット等を配付した事業場数、下請法第4条違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数等について、平成 年1月から12月分を下記のとおりに報告します。

記

【平成 年分】

1 下請法に係る パンフレット等 を配付した事業 場数	2 教示件数		合計
	ア 下請法第4条 違反のおそれ があり相談窓口を 教示した件数 (労働基準法第24 条等の違反の有 無は問わない)	イ 左記ア以外の 場合で、事業者 の意向等により 相談窓口を教示 した件数	
事業場	件	件	件

※ 下請事業者にパンフレット等の配布により相談窓口を教示した場合は、1、2のいずれにも計上すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

建設労働者における労働条件の確保・改善に関する国土交通省
との通報制度等に係る報告について

建設業法に係るリーフレットを配付した事業場数、建設業法第19条の3等の
違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数等について、平成 年1月から
12月分を下記のとおり報告します。

記

【平成 年分】

1 建設業法に係るリーフレットを配付した事業場数	2 教示件数		合計
	ア 建設業法第19条の3等違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数 (労働基準法第24条等の違反の有無は問わない)	イ 上記ア以外の場合で、業者の意向等により相談窓口を教示した件数	
事業場	件	件	件

※ 下請業者にリーフレットの配布により相談窓口を教示した場合は、1、2のいずれにも計上すること。